

## 会 議 記 録

1. 会 議 第2回酒田市障がい者差別解消支援地域協議会
2. 日 時 令和3年2月19日（金）14時～15時
3. 会 場 酒田市民健康センター 3階 大研修室
4. 出席者 出席者名簿のとおり 委員15名中11名出席

### 5. 協 議 会長 議事進行

(1) 障がいを理由とする差別の解消に係る今年度の取り組みについて（事務局説明）

(委 員)

今の説明で障がいの「がい」の表記についての訂正はどの部分か。

(事務局)

資料の7ページハンドブックの6行目、8行目、それから11ページ視覚、聴覚、精神、知的のそれぞれが漢字表記になっていた。ひらがな表記に訂正したい。

(委 員)

国とかから出ているものについては漢字でそれ以外は酒田市で使用するものはひらがなでということでもいいのか。

(事務局)

その通り。法令名などの固有名詞を除き、「障がい」と表記している。

(委 員)

バッジはオリジナルのデザインか。

(事務局)

市のオリジナルのデザインである。交流観光課と連携してデザインし、障がい者就労事業所で製作した。

(委 員)

職員の新規採用研修について過去には松林荘とはまなし学園に実習に行った。高齢者や障がい者について考える機会となった。座学も大事だが、そういう研修は今も行っていないか。もう一度取り入れてはいいかがか。

(事務局)

現在は行っていないが、人事課と相談したい。

(委員)

資料のハンドブックについてふりがながないのは、事業者向けという事からか。

(事務局)

事業者向けとして作成したので、かなはふっていない。

(委員)

以前、事業所で管理者をしていた頃、新規採用職員の介護・入浴介助の実習をやったことがある。行政職につく人が、頭だけでなく実際に体験し、働く人・利用者どちらの立場も知る場面に入るのは、有効な研修であった。コロナで大変とは思いますがぜひ検討してほしい。

(事務局)

昨年6月の庁内会議でも意見が出ていた。今の話は、おそらく福祉事務所に配属された職員向けの研修だったのではないかと思う。来年度以降、共生社会の対策本部会議も庁内に広げていく予定なので、職員研修の在り方を含めて検討していく。

(委員)

缶バッジができたというPRを媒体で行う場合、バッジの絵は断りなく使って良いか。

(事務局)

可能である。事業所登録したところに配布する。数も希望に応じてお渡ししたいので相談してほしい。

(会長)

バッジは象徴である。登録制度を告知して共有していけるようになるといい。

(2) 障がい者を理由とする差別の解消に係る相談事案について (事務局説明)

(委員)

障がい者の就労支援についての事業をしている。(障がい福祉計画の策定のための) アンケートにあった職場での理解についての相談にも応じている。事業所から相談があると職員を派遣して企業の中で研修をしたり、また、ご本人からの生活上の相談であれば来所いただくなど、個別の相談や定期的な訪問等、様々な形で対応していくので、何か具体的な相談があればぜひ声を掛けてほしい。

(会長)

一つひとつ対応していく事だと思う。見過ごさない、しょうがないねという事にしない事が大事だと思う。

(委 員)

今コロナの関係で、障がい者の事業所とか在宅の支援で不便をきたしているものはあるか。

(委 員)

事業所によっては当面は訪問不可なところもあり、こちらからの訪問よりは個別に来所いただく事が多くなっている。訪問も一時期はストップしていたが、今は8割くらいは戻っている。またリモートでの面談なども行っている。

(委 員)

今の事業の他に来年度は何か具体的な事業の予定はあるのか。

(事務局)

先ほど申し上げた今年からの事業をこれまで以上にPRして実施していければと考えている。

### (3) その他 (情報交換)

(事務局)

令和2年度から、はまなし学園の児童発達支援センターの中で、はまなしに通えないお子さんのための居宅訪問型児童発達支援の事業計画をしていたが、人員の問題とコロナの問題があってできなかった。制度的にもコロナの関係があって、はまなしに在籍しながらも来られない日に実施していいという制度改正があった。人員態勢を厚くし、令和3年度は今希望がある2名のお子さんの居宅訪問をしていきたい。

(委 員)

アートマルシェの事務作業を社会福祉協議会で受託していた関係で何回か見に行ったが、非常に見応えがあった。障がい者という枠でなく、芸術文化としてぜひ見てもらいたい。来年度どう開催されるか分からないが、より多くの人に観てもらえるよう、委員からも宣伝していただきたい。

(委 員)

協力事業所で「飲食・小売り・サービス」以外の事業所が登録希望した場合はどうなるか。

(事務局)

要領では「飲食・小売り・サービス」の内容だが、希望があれば随時対応したいのでまずは相談してほしい。

(委 員)

加盟店について当事者団体や障がい者就労事業所などは対象にはならないのか。

(事務局)

ご理解、ご協力いただく事業所は登録したいと考えているので相談してほしい。

## 10. 閉 会